

「定款一部変更」に関するお知らせ

1. 「長期間所在が不明となられている会員の方の除名」について

去る平成 26 年 9 月 19 日に信用金庫法施行規則が改正され、定款に長期間所在が不明となられている会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の方の除名に関する事項を定めることができることとなりました。これにより、総代会の決議をもって定款を一部変更し、所在不明会員の方を除名することが可能となりました。

これに伴い、当金庫では、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 93 期通常総代会の決議を得て、定款を変更いたしましたので、お知らせいたします。

下記に該当する会員の方は総代会の決議により除名となる場合がございます。

なお、住所等が変更となられた会員の方で、当金庫に対し届出住所等の変更手続きを行っていらっしゃらない方は、速やかにお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

所在不明会員の方とは、次の①～③の全てに該当する会員の方で、これらの方は総代会において、除名となる場合がございます。

- ① 5 年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。
- ② 当金庫の通知又は催告が 5 年以上継続して到達しなかった方。
- ③ 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

千葉信用金庫 総務部 (043-221-3228)

またはお取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。